

簡易公募型プロポーザル方式に準じた手続に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和7年5月14日
支出負担行為担当官
帯広開発建設部長 時岡 真治

1 業務概要

- (1) 業務名 一般国道241号 音更町 音更8丁目電線共同溝予備設計業務
(電子入札対象案件・電子契約対象案件)
- (2) 業務の目的
本業務は、一般国道241号 音更町 音更大通8丁目交差点改良事業における道路・平面交差点詳細設計および電線共同溝予備設計を行うものである。
- (3) 業務内容
本業務の業務内容は、別添「特記仕様書(案)」のとおり。
主な業務内容は以下のとおりである。
 - ・電線共同溝予備設計 N=1式
 - ・道路詳細設計 L=0.23km
 - ・平面交差点詳細設計 N=1式
- (4) 履行期間 令和7年8月22日から令和8年1月30日まで。
- (5) 本業務は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (6) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。
なお、電子契約システムによりがたい場合は、紙方式に代えるものとする。
- (7) 本業務は「低価格受注業務がある場合における予定管理技術者等の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。

2 参加資格

技術提案書の提出者は、(1)に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

- (1) 単体企業
 - ア 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - イ 北海道開発局における業種区分「土木関係コンサルタント」に係る令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格の決定を受けていること。
 - ウ 北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領(昭和60年4月1日付け北開局工第1号)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
 - エ 技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(説

明書参照)

オ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

※「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績は、国内における実績と同様に評価する。

3 技術提案書の提出者を選定するための基準（詳細は説明書による）

- (1) 参加表明者の経験及び能力
- (2) 配置予定技術者の経験及び能力、手持ち業務の状況
- (3) 当該業務の実施体制（再委託又は技術協力の予定を含む）

※「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績は、国内における実績と同様に評価する。

4 技術提案書を特定するための評価基準（詳細は説明書による）

- (1) 配置予定の技術者の経験及び能力
配置予定の技術者の資格、同種又は類似業務の実績、担当した業務の業務成績
- (2) 業務の実施方針、実施フロー、工程表その他
業務の理解度、実施方針の妥当性、実施手順及び工程表の妥当性
- (3) 評価テーマに関する技術提案

5 手続等

- (1) 担当部局

〒080-8585 北海道帯広市西5条南8丁目 帯広第2地方合同庁舎
北海道開発局帯広開発建設部契約課 入札スタッフ
電話 0155-67-4181

- (2) 説明書の交付期間及び交付方法

説明書は、令和7年5月14日から令和7年6月27日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く毎日、9時00分から17時00分（最終日は13時00分）まで、電子入札システムにより交付する。ただし、紙入札により参加を希望する場合は、あらかじめその旨を担当部局へ電話で申し込むこと。申し込み受付後、交付する。

- (3) 参加表明書の受領期限、提出先及び提出方法

令和7年5月14日9時00分から令和7年5月27日13時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。提出先は上記5(1)に同じ。

- (4) 技術提案書の受領期限、提出先及び提出方法

令和7年6月12日9時00分から令和7年6月27日13時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。提出先は上記5(1)に同じ。

6 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5(1)に同じ
- (4) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 上記2(1)イに掲げる一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない単体企業も上記5(3)により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出期限において、当該資格の決定を受けていなければならない。
- (6) 技術提案書に関するヒアリングを行わない。
- (7) 詳細は説明書による。